

第34号  
2014.4.25

人権救済基金運営委員会

きっとある あなたを支える 法と智恵  
京都弁護士会  
〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル  
TEL (075) 231-2378  
FAX (075) 231-2373  
<http://www.kyotoben.or.jp>

# 人権 救済

## 人権救済基金ニュース



### 人権救済基金の積極的なご活用を

京都弁護士会 会長 松枝 尚哉

2014年度も京都弁護士会は様々な活動を行い、周囲の皆様の期待に応えたいと考えております。

弁護士の使命は基本的人権の擁護と社会正義の実現にあり、京都弁護士会はこの弁護士の使命を遂行できるよう資金面で支える人権救済基金を設けています。この基金ができて20年が過ぎ、取扱事件も60件を超えた。これまで人権救済基金運営委員会が積極的な活動を行ってきました。この間様々な成果が報告されています。

この基金は「公益事件の解決のために、弁護士会員の援助を必要とする者に対する援助金の交付」、「公益事件の相談、調査、資料収集、講演、出版物の刊行」等の費用に充てることとされています。京都府内に限らず京都府に隣接する地域に居住所、営業所を有する人、その地域に勤務もしくは就学している人や事件発生地が京都府または隣接地域である事件の当事者なども一定の条件のもとに援助

が受けられます。様々な局面で利用が可能だと思います。是非、積極的な活用をお願いいたします。

昨年度は、大飯原発運転差止請求事件、原発事故に対する国及び東京電力に対する損害賠償請求事件、福知山花火大会での爆発事故に対する損害賠償請求事件の3件を援助しています。いずれも社会的な注目度や公益性の高い事件であり、これら事件に基金が活用されることは意義深いものと考えています。

基金の積極的な活用の前提に十分な資金的な裏付けが必要です。この基金は援助金の償還金を繰り返し援助金に充てることとされていますが、援助金が必ずしも全額償還されるわけではなく、弁護士会内外からの寄付金に大きく依存しているのが現状です。会員及び市民の皆様には基金の趣旨を十分にご理解頂き、基金を支えて頂きますようよろしくお願い申し上げます。

# 第18回法律援助を広げる市民のつどい

人権救済基金運営委員会 委員 津田政典

1 平成26年1月18日（土）、京都弁護士会地下大ホールで「第18回法律援助を広げる市民のつどい」が開催されました。当日は雪のちらつく冷え込みのなか、約120名もの市民の方にご来場いただくことができました。

2 この「つどい」は、京都弁護士会の人権救済基金制度や法テラスなどの法律援助制度を市民の方々に紹介し、各制度を知って頂くことで、人権救済基金制度の普及、支援をお願いすることを目的としています。

例年、人権救済基金運営委員会委員長から京都弁護士会の人権救済基金制度を中心とした各法律援助制度の説明を行い、その後、実際に基金が利用された事件の事例報告、ミニコンサート、講演を行っておりま



会場の様子

3 今年の事例報告は、建設作業員アスベスト訴訟、水族館設置許可取消訴訟について、事件を担当された秋山健司会員、諸富健会員に行って頂きました。

アスベスト（石綿）訴訟は、石綿の発ガ

ン性等が明らかとなった後も、石綿建材を製造し続けた建材メーカーと被害予防の十分な施策をとらなかった国に対し、石綿建材を使用加工する建設作業員がこうむった健康被害について責任を問うものです。秋山会員からは、被害の実態や、建材メーカーと国の責任を明らかにし、被害者への謝罪と賠償、石綿被害防止の徹底を求めるという訴訟の意義についてお話をいただきました。

水族館設置許可取消訴訟は、京都市に対し、梅小路公園の京都水族館の設置許可の取消を求めた訴訟です。諸富会員からは、水族館の営業による騒音や交通渋滞、災害時の広域避難場所である公園への水族館の設置が周辺住民の安全を脅かすことなど、水族館設置の問題点について説明いただきました。この訴訟において、災害時に公園を避難場所として利用することになる地域住民は、公園への水族館の設置取消を求める法律上の利益を有していると裁判所が判断したという成果があったとのことでした。

いずれの事件においても、弁護活動の全期間を通じ、人権救済基金からの援助が大変役立ったとの報告でした。

4 事例報告後は、毎年、好評をいただいているミニコンサートです。

今年は、ピアノ：富田裕子さん、フルート：長谷川真緒さん（長谷川純一会員の奥様です。）に演奏していただきました。お二人の繊細かつ暖かな演奏に、時間の経過を忘れて聞き入ってしまいました。

コンサートの最後には、長谷川さんの音頭で、東日本大震災の復興支援ソング「花は咲く」をご来場者・関係者全員で合唱しました。



富田裕子さん、長谷川真緒さん

5 コンサートの後、今年はパネルディスカッションを行いました。

「原発事故に関する損害賠償の現状～被災者の思い～」(コーディネーター：粟野浩之会員)と題し、パネリストとして、川中宏会員(東日本大震災被災者支援京都弁護団団長)、福島敦子さん・萩原ゆきみさん(原発賠償京都訴訟原告団代表)にお越しいただきました。

この訴訟は、京都に避難されている方が、東京電力と国を相手取り、損害賠償を求めて京都地方裁判所に提訴したもので

す。

パネルディスカッションでは、福島さん、萩原さんから、震災直後の過酷な避難生活や、震災後被災地で生活するなかで、食事による内部被爆を疑わせる様々な症状が自身や子どもたちに現れてきたことなど、震

災・原発被害の被害のままを、切々と、ときには涙を浮かべながらお話しいただきました。福島さん、萩原さんの「原発事故は東北の被災者だけでなく、全国民が考えなければならない問題です」との言葉は、私たちの心に深く突き刺さるものがありました。

弁護団長の川中会員からは、訴訟の目的などをお話しいただきました。放射性物質による健康被害を避けるために住み慣れない土地への避難をせざるを得なかった被害者の無念さを明らかし、被災者の損害のすべてを東京電力と国に賠償させること、この訴訟を通して、福島原発と放射能の状況を余すところなく明らかにさせることが重要であると、力強く宣言されました。「弁護団への支援を行いたいがどのようにすればよいか」という質問があるなど、会場も大変な熱気に包まれました。

6 最後に人権救済基金運営委員会から皆様へのお願いですが、人権救済基金は市民の方々や多数の会員からの寄付によって成り立っている制度です。近年、基金への寄付が減少している傾向にありますが、制度が果たす役割は非常に大きく、是非とも皆様からの寄付を頂ければと思っております。そして、来年も1月頃に集いを開催する予定ですので、是非、その際にはお越し頂ければ幸いです。

以上



パネルディスカッションの様子

## 在特会らに対する京都地裁判決の社会的意義

弁護士 富 増 四 季

### 1 事業の概要

2009年12月4日の昼すぎ、京都朝鮮第一初級学校の子どもたちは、校内に突如鳴り響いた大音量マイクの怒声に驚き、怯えました。校門前に陣取った十数名の男性から「朝鮮学校を日本から叩き出せ」「なにが子どもじや、スペイの子やんけ」「この門を開けろ、こらあ。」と浴びせられる怒号は、約1時間も続きました。

同校には、幼稚班と1~6年生まで全校生徒約130人が在籍し、主に朝鮮語を用いた教育が行われています。ホームルーム、掃除、クラブ活動や各種体験学習など、本来であれば、子どもたちが元気いっぱいに躍動し、生き生きと過ごす場です。

こうした明るい雰囲気は、差別的憎悪に満ちた怒号で消え去りました。子どもたちは怯えて連鎖的に泣き始め、翌日には「学校に行きたくない。」と腹痛を訴える子、「公園では遊びたくない。」と言う子どももいました。

街宣行為を行った男たちは、「在日特権を許さない市民の会（在特会）」や「主権回復を目指す会」の構成員を名乗っていました。表向きの目的として、学校に隣接する児童公園の「不法占拠」を世間に知らしめるなどと主張していましたが、その内実は差別的な誹謗中傷を大音量で垂れ流すものにすぎませんでした。

その後も、学校を標的とした同種の差別街宣は翌年1月と3月にも繰り返されました。

### 2 警察の「共犯的な寛容さ」の異常性

京都地裁は昨年10月7日、在特会らに対し、1200万円余りの賠償と街宣の禁止を命じました。この判決については、在特会に高額の賠償を命じたことや人種差別撤廃条約を適用したことなどで注目を集め、大きく報道されましたが、学校が受けた深刻な被害実態を知っている我々弁護団の認識からすれば、至極当然、当たり前の帰結と受け止めています。

振り返ってみると、今回の判決の当然さとの対比で異常であったのは、悪質な街宣を目の前で現認しながら「共犯的な寛容さ」をもって介

入しなかった警察の対応です（「共犯的な寛容さ」はルボライター中村一成さんの表現を借りています。）。かねてより、日本の警察組織は、国家権力や大企業に対する表現行為に対しては正当なものでも過剰ともいえる介入をしてきました。それなのに、ひとたび被害者が在日コリアンというマイノリティや社会的弱者となると、悪質な威力業務妨害行為を現認しながら、積極的な指導も、現行犯逮捕もしなかったというのです。

在特会等のヘイト街宣の動画には、臨場した警察官の「共犯的な寛容さ」が写り込んでいます。これが、在特会らを勢いづかせ、社会的に許されている行為であるかのような誤解を多数の視聴者に広めました。そして、その後の全国各地でのヘイト街宣の蔓延を許した一つの要因となったと考えられます。

12月の事件の後、弁護団が結成され、刑事告訴と弁護士会への人権救済申立をしました。これには、複数弁護士による告訴等を行うことそれ自体によって、行為者らに対し、ヘイト街宣が法的に許されないことを認識させて抑止する作用も期待されていました。しかし、その後も、前述のとおり翌年1月と3月に、同種街宣が繰り返される事態を受け、街宣禁止の仮処分申立、間接強制申立、さらには民事訴訟の提訴など、多岐に渡る法的措置が必要となりました。

### 3 ヘイト被害者が、法的措置を躊躇する心理

今回の事業については、京都の弁護士を中心に100名近くの弁護士が弁護団に名を連ねました。2010年1月19日には京都弁護士会の会長声明も発出されており、児童に対する深刻な人権侵害の実態は明らかでした。また、行為時の克明な動画が利用できるため、不法行為の立証も比較的容易な事案と考えられました。

それでも、上記の法的手続きをとっていくことに対して、学校関係者のなかでは激しい議論があったといいます。つまり、法的手続きを取ることでかえって世間の注目を集めてしまい子ども達への危険が継続してしまう、という懸念が強

くある一方で、日本司法に対する不信感があつてマイノリティに対する法的保護をきちんと考えてくれるのだろうか、という不安もあったといいます。特に、上述のとおり、警察が、複数の街宣での対応において、一貫して「共犯的な寛容さ」を示していた当時の状況がありました。そんななか、日本社会のマジョリティの象徴ともいえる司法手続において、裁判官は人種差別に毅然とした判決をしてくれるものなのか、疑問視する声が強かったのも当然でした。警察の「共犯的な寛容さ」は、加害者を勢いづけただけでなく、被害者に対して、司法制度全体に対する信頼を失わせ、自らの被害を訴える意思や、法的救済を求める意欲すらをも萎えさせる作用を及ぼしていました。

また、これに加え、積極的に多様な法的手続を展開していくことについては、弁護士費用の負担が高額になってしまうのではないか、という不安があったそうです。今回の事件の前から、本来の民族教育事業の遂行に支障を来しかねないほど学園の財政は苦しい状況にありました。後から聞いた話ですが、ある学父母の一人は、告訴の準備をする会議の呼びかけに集まってきた弁護士が一人、二人と増えていく様子を見て、

「学園はこんなに何人の弁護士さんにお支払いできるんだろうか」という不安を感じていたそうです。

こうしたお話を聞いて実感するのは、法律扶助や人権救済基金が制度として確立していることがいかに大切であるか、ということです。本件のように、自分たちに何らの落ち度なくこれほど悪質な人権侵害の被害を受けた当事者であっても、弁護士費用の心配から必要な法的対応を躊躇しかねない心理が作用していることには驚きました。特に、ヘイト被害に関していえば、人権侵害が悪質なものであればあるほど、被害者が受けたダメージが大きくなります。社会全体に対する信頼を失い、悪いのは自分の出自のほうであるかのような葛藤に置かれるといいますから、当然、法的措置を行おうという前向きな意欲さえ損なわれてしまうことでしょう。被害者の自尊意識が損なわれている状況下で、仮に、弁護士が無償で対応することを約束したとしても、「自分たちのために弁護士に負担や迷惑をかけ忍びない。自分が我慢すれば全てすむ話なんだから。」という気持ちが上回ってしまうことも十分に考えられます。

司法手続の制度設計上、いかに明白かつ重大な人権侵害があっても、被害当事者において司法手続をとる決心がつかなければ、結果として必要な救済が行われないままになってしまいます。仮に人権救済基金制度がなかったとすれば、

今回の判決もなかつたかもしれません。少なくとも経済面において、人権救済基金など制度的に弁護士費用を手当てる仕組みを整えておくことは、成熟した人権保障社会の実現に必須であると感じます。

#### 4 法的措置の結果と社会的意義

刑事告訴を受け、時期的には遅すぎた面もありましたが、2010年8月に街宣行為者ら4名が逮捕され、その後の刑事裁判の審理を経て、2011年4月21日、有罪判決が言い渡されました。

仮処分については、学校の校門から半径200メートル以内での誹謗的街宣禁止を求めていたところ、裁判所は、事態の緊急性を鑑みて無審尋で3月24日に決定を出しました。しかし、仮処分は十分な抑止効果をもたらさず、無視されて、3月28日には禁止範囲内での街宣が行われてしまいました。弁護団が間接強制による仮処分決定の執行を求めたことを受け、裁判所は街宣1回当たり100万円の間接強制金を定めました。他の事情もありますが、少なくとも、この間接強制の後は、学校周辺での街宣は抑止されています。

前述した民事の一審判決では、刑事裁判では審理の対象にされなかった人種差別性について正面から判断され、高額の賠償と今後の街宣禁止が命じられました。このように、事件から4年ほどを経てようやく、多岐にわたる法的対応の結果が出そろい、抑止の効果をもたらしはじめています。

もっとも、抑止といつても、本件学校周辺のヘイトスピーチの抑止に限っていえることで、日本全国でみれば、ヘイト街宣の勢いは増しており、今もなお、在日コリアン児童やその父兄たちの心を痛めつづけています。サッカーの浦和レッズの人種差別横断幕の問題などを見につけ、今後の日本社会で根深い問題として様々な事件が派生してくることが予想されます。

今回、人権救済基金の支援を得て多岐にわたる法的対応を展開するなかで得られた実務上のノウハウがあり、そして人種差別被害に関する各国の先行研究の知見が収集・整理されるなど、さまざまな成果がありました。また結果として、社会的にも注目された今回の民事判決を獲得することもできました。今後、多種多様な人種差別の問題に向き合い効果的な人権救済を図っていく必要があります。各方面との連携のもと、本件で得た成果が重要な足がかりとなって生かされていくことを期待しています。

以上

## \*これまでに基金で援助した事件\*

事件名	
1993年	恩給受給地位確認等請求事件
	豊田商事事件国家賠償請求事件
1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件
	児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件
	障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）
	家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告）
	医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件
	ヤコブ病損害賠償請求事件
	桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件
	日栄不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件
	大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件
	レンタルハウス被害者救済事件
	半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件
	生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件
	障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）
	中国残留孤児国家賠償請求事件
	医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件
	洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件
	自衛隊イラク派遣差止等請求事件
	薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）
	船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件
	嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件
	入学金返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件
	①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他
	外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件
	国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）

次ページへ続く

前ページからの続き

	事件名
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産）
	地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）
	発達障害者の窃盗被告事件
	損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患）
	水族館施設設置許可取消請求事件
2012年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
2013年	大飯原発運転差止等請求事件
	損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故）
	損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。

2014年3月末時点での援助件数は、62件です。

## =2013年度人権救済基金報告=



### 収入の部

科 目	‘13 年度予算額	‘13 年度決算額
1 会員寄附金	900,000	963,000
2 会員外寄附金	300,000	119,000
3 償還金	0	0
4 受取利息	2,000	1,851
5 雑収入	250,000	※273,108
当期収入合計(A)	1,452,000	1,356,959
前年度繰越金	10,542,943	10,542,943
収入合計(B)	11,994,943	11,899,902

※未収金を含む



### 支出の部

科 目	‘13 年度予算額	‘13 年度決算額
援助金	3,500,000	2,400,000
活動費	900,000	※611,744
雑費	10,000	3,520
予備費	7,584,943	0
当期支出合計 (C)	11,994,943	3,015,264
当期収支差額(A-C)	△10,542,943	△1,658,305
次期繰越収支差額(B-C)	0	8,884,638

※未払金を含む

# 人権救済基金Q&A

## Q 人権救済基金とは、どういうものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの外に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があって、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であったとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくとも、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

## Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

## Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

## Q どこに援助を申し込みばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

## Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2013年度末で、約888万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみなさんの寄付により成り立っていますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしくお願いいたします。

## 「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 京都 01050-3-8313  
名称 京都弁護士会人権救済基金

寄付いただいた際に得た個人情報は、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！

QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークをご登録ください。



京都弁護士会



KES

KES-寄附マネジメントシステム  
ステップ1登録